平成２６年（フ）第１８８号
徳島県徳島市川内町鶴島275－１　リベール川内506、旧住所徳島県徳島市川内町宮島浜25番地の６
債務者　松下めぐみ
１　決定年月日時　平成26年９月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４５３号
北九州市八幡東区日の出１丁目９番２号
債務者　藤田　儀一
１　決定年月日時　平成26年９月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４５４号
北九州市八幡東区日の出１丁目９番２号
債務者　藤田ユキヨ
１　決定年月日時　平成26年９月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２１５号
宮崎市田野町乙9521番地　市営住宅光50－２棟302号
債務者　福岡　清美
１　決定年月日時　平成26年９月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２２５号
宮崎市大字本郷北方260番地２　コーポ赤江101号、前住所宮崎市柳丸町56番地１　コアマンション江平Ⅱ303号
債務者　遠山　　哲
１　決定年月日時　平成26年９月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２２８号
宮崎市清武町木原5719番地２　宮崎リハビリテーションセンター、前住所宮崎県小林市野尻町東麓798番地41
債務者　東原　浩二
１　決定年月日時　平成26年９月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２５６号
鹿児島県鹿児島市城山１丁目７番65号　城山Ｎビル208号
債務者　今村　弘文
１　決定年月日時　平成26年９月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第６４号
鹿児島県姶良市平松5489番地１
債務者　瀬戸山靖彦
１　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第６８号
鹿児島県霧島市国分中央１丁目24番２号
債務者　林　憲次郎
１　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第７４号
鹿児島県曽於市財部町下財部1389番地１　東貸家Ｅ棟
債務者　小平　裕之
１　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
鹿児島県肝属郡肝付町北方2301番地６
債務者　垂水　　忍
１　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第９９号
鹿児島県垂水市下宮町33番地　市住下宮Ｂ－11
債務者　木之下サダ子
１　決定年月日時　平成26年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
富山市小杉2136番地　県営住宅３棟203号
債務者　猪本　幸摂
１　決定年月日時　平成26年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２５号
富山県滑川市小林82番地12
債務者　舟子美佐子
１　決定年月日時　平成26年９月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２６号
富山市山室199番地14　メゾン山室301号
債務者　鈴木さやか
１　決定年月日時　平成26年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３４号
千葉県鎌ケ谷市丸山３丁目５番25号　ハイツ大久保301号室
債務者　渡部　克弘
１　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３３５号
千葉県鎌ケ谷市丸山３丁目５番25号　ハイツ大久保301号室
債務者　渡部　生子
１　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部